

全タク連発第137号
令和5年11月10日

協 会 長 各 位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会 長 川 鍋 一 朗

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」等の一部改正について

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」については、令和5年9月19日付け全タク連事務連絡により、意見募集が行われた旨、各都道府県協会宛に通知したところですが、令和5年11月1日付け全タク連発第133号にて周知いたしました営業所の最低車両数の緩和、設置要件の緩和に引き続き今般、国土交通省から全タク連に対し、下記の別添1～3について周知依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

なお、「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」の措置状況を添付いたしますので、ご参考としてください。

記

別添1 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

別添2 「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」の一部改正について

別添3 「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について

参考 「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」の措置状況